

独立監査人の監査報告書

平成23年5月27日

学校法人 京都文教学園

理 事 会 御 中

近 畿 第 一 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 藤 田 陸 奥 磨 ⑩
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 宏 範 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人京都文教学園の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人京都文教学園の平成23年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更等に記載のとおり、学校法人は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成23年2月17日付22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）が発出されたことに伴い、当年度から、退職給与引当金を期末要支給額の100%を基に調整した金額を計上する方法に変更している。

学校法人と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上